

■省エネ適判に係る完了検査における提出書類（省エネ関係のみ）

（建築基準法施行規則第4条関係）

※表1の省エネ関係に係る図書及び書類以外については、建築基準法に基づくものとする

◎ サイズ：A4又はA4折り

◎ 提出部数：正本1部

表1

適用	図書の種類	明示すべき事項等
適判対象	○完了検査申請書 (別記第十九号様式)	
	省エネ適判等に要した 図書及び書類	当初の省エネ適判に要した副本 (又は表2の認定に要した副本) ※副本のうち計算書は提出不要 ※副本は検査済証と共に申請者に返却
	(変更適判を行った場合) 変更後の省エネ適判等 に係る適合判定通知書 等及び当該申請に要し た図書及び書類	変更後の省エネ適判に要した副本 (又は表2の変更認定に要した副本) ※副本のうち計算書は提出不要 ※副本は検査済証と共に申請者に返却
	省エネ基準工事監理報 告書(県様式1-7号)	計算対象となる設備等について記載し、照合を行った設計図書、確認方法に記載し た図書、書類及び施工写真について、現場検査時に用意すること
	(軽微な変更がある場合) 軽微な変更説明書 (県様式1-8号)	※軽微な変更 A:省エネ性能が向上する変更 B:省エネ基準の優れた計画の一定範囲内で省エネ性能の低下する変更 C:再計算により基準適合が確認された変更(省エネ計画の根本的な変更を除く)
	(軽微な変更がある場合) 変更内容を説明するた めの図書	軽微な変更 A、B:変更内容を示す図書 C:軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書の写し
	(増改築の場合) 既存建築物の部分が、 省エネ適判に要した図 書どおりに施工されてい ることを工事監理者が確 認したことの報告書(様 式自由)	省エネ基準工事監理報告書(県様式1-7号)を参考に作成してもよい (省エネ適判において既存建築物の部分にデフォルト値1.2を用いた場合は提出不 要)

表2 省エネ適判通知書と同等の認定通知書等（建築物全体について認定を受けているものに限る）

規定	認定通知書等
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第25条第1項	特殊な構造又は設備を用いる建築物の認定書
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第30条第8項	建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
都市の低炭素化の促進に関する法律 第10条第9項	集約都市開発事業計画認定通知書
都市の低炭素化の促進に関する法律 第54条第8項	低炭素建築物新築等計画認定通知書